

第五 公共事業箇所評価の実施について

一 公共事業箇所評価の対象及び種類

1 公共事業箇所評価の対象

公共事業箇所評価は、県が実施する事業のうち、公共事業（財政課において作成する公共事業調書に整理される事業をいう。）、農林水産部及び建設部が所管する県単独投資事業並びにその調査費を対象として実施する。

2 公共事業箇所評価の種類

公共事業箇所評価は、次の種類毎に実施する。

- 一 新規箇所評価
- 二 継続箇所評価
- 三 終了箇所評価

二 公共事業新規箇所評価について

1 新規箇所評価の目的

公共事業新規箇所評価は、県が新たに実施しようとする公共事業の必要性や効率性等の観点から箇所毎に行い、事業の着手等の判断を行うための有用な情報を得ることを目的とする。

2 新規箇所評価の対象

公共事業新規箇所評価は、県が新たに実施しようとする公共事業（農林水産部及び建設部が所管する国庫補助事業及び県単独事業をいう。）で総事業費が1億円以上の事業箇所及びこれらの事業の着手の一環として調査を行おうとする事業箇所であって、平成24年度補正予算及び平成25年度の当初予算に予算計上しようとするものを対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業箇所を除く。

- 一 災害復旧事業及び災害復旧に関連する事業箇所
- 二 道路、河川等の施設の維持修繕に係る事業箇所
- 三 新規箇所評価を行い事業に着手した後、他の事業に移行しようとする事業箇所
で、かつ当初段階からの新たな総事業費の増額が3割以内のもの
- 四 調査費の段階で新規箇所評価を行い調査に着手した後、事業化しようとする箇所
で、かつ調査段階からの新たな総事業費の増額が3割以内のもの

3 新規箇所評価の実施主体

(1) 1次評価

1次評価は、新規箇所評価の対象事業箇所を所管する課長（以下「新規箇所所管課長」という。）が実施する。

(2) 2次評価

2次評価は、1次評価の結果等を踏まえ、総合政策課長が実施する。

(3) 最終評価

最終評価は、2次評価の結果等を踏まえ、知事、副知事、総務部長、企画振興部長、農林水産部長及び建設部長からなる新規箇所選定会議において実施する。その際、財政課長の意見を参考として付す。

4 新規箇所評価の観点及び評価項目

新規箇所評価は、次の各号に掲げる観点から、別表5(1)～(37)に定める基準のほか、社会経済情勢の変化等を踏まえ、総合的に実施する。

- 一 必要性の観点
- 二 緊急性の観点
- 三 有効性の観点
- 四 効率性の観点
- 五 熟度の観点

5 県民意見を取り入れた評価の実施方法及び県民意見の把握方法

学識経験者及び一般公募の委員からなる公共事業評価専門委員会の意見を聴くことにより、県民意見を把握し、新規箇所評価の対応方針等に反映させるものとする。

6 新規箇所評価の実施の時期

- (1) 1次評価
新規箇所所管課長は、国に新規箇所の採択を要望する前又は平成24年度補正予算及び平成25年度当初予算見積書の提出期限までに実施する。
- (2) 2次評価
総合政策課長は、7(2)に規定する評価調書の受理後、速やかに実施する。
- (3) 最終評価
企画振興部長は、6(2)に規定する評価実施後、速やかに新規箇所選定会議を開催する。

7 評価調書

- (1) 評価調書の様式
新規箇所評価に用いる評価調書は、別紙様式6「公共事業新規箇所評価調書」とする。
- (2) 評価調書の提出先と提出の時期
農林政策課長及び建設政策課長は、新規箇所所管課長が作成した公共事業新規箇所評価調書を点検し、これを取りまとめ、事業箇所を明示した図面、写真等を添えて、6(1)に規定する期限までに総合政策課長に1部提出しなければならない。
- (3) 最終評価結果の通知
企画振興部長は、最終評価が行われた後、速やかに評価結果を農林水産部長及び建設部長に通知する。

8 新規箇所評価結果の反映

新規箇所所管課長は、新規箇所評価の結果を、事業内容の見直しや事業着手等の今後の対応方針及び予算要求に反映させるものとする。

9 新規箇所評価結果の活用

新規箇所所管課長は、新規箇所評価の結果を予算要求における説明資料として活用し、農林水産部長、建設部長及び財政課長は、予算編成の検討資料として活用するものとする。

三 公共事業継続箇所評価について

1 継続箇所評価の目的

公共事業継続箇所評価は、県が継続して実施している公共事業の必要性や効率性等の観点から箇所毎に行い、翌年度の事業継続、中止等の判断を行うための有用な情報を得ることを目的とする。

2 継続箇所評価の対象

公共事業継続箇所評価は、県が継続して実施している農林水産省生産局及び農村振興局、林野庁、水産庁並びに国土交通省が所管する国庫補助事業及び総事業費が5億円以上の県単独事業で、次の各号に該当する事業箇所を対象とする。
また、増額が3割以上の事業箇所及び社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により見直しの必要性が生じた箇所は、事象が生じた年度に評価する。
さらに、各サイクルの中間年となる継続箇所評価後3年継続時(3年目)には、評価基準点の確認を行い、委員会へ報告する。
評価基準点が前回評価と比較し5点以上増減した箇所や、前回との比較が困難な箇所は、調書を作成し審議の対象とする。

- 一 農林水産省生産局及び農村振興局所管事業
採択後5年経過(6年目)及び継続箇所評価後5年経過(6年目)した事業箇所
- 二 林野庁所管事業
採択後5年経過(6年目)及び継続箇所評価後10年経過(11年目)した事業箇所
- 三 水産庁所管事業
ア 採択後5年経過(6年目)及び継続箇所評価後5年経過(6年目)した事業箇所
イ 海岸事業で、10年間経過(11年目)の事業箇所
- 四 国土交通省所管事業
ア 採択後5年継続(5年目)した事業箇所
イ 採択前の準備・計画段階で5年継続(5年目)した事業箇所
ウ 継続箇所評価実施後5年継続(5年目)した事業箇所
- 五 県単独事業
着手後5年目及び継続箇所評価後5年目の事業箇所

ただし、次の各号のいずれかに該当する事業箇所を除く。

- 一 災害復旧事業及び災害復旧に関連する事業箇所
- 二 道路、河川等の施設の維持修繕に係る事業箇所

3 継続箇所評価の実施主体

継続箇所評価の対象事業箇所を所管する課長(以下「継続箇所所管課長」という。)が実施する。

4 継続箇所評価の観点及び評価項目

継続箇所評価は、次の各号に掲げる観点から、別表6(1)～(35)に定める基準のほか、社会経済情勢の変化等を踏まえ、総合的に実施する。

- 一 必要性の観点
- 二 緊急性の観点
- 三 有効性の観点
- 四 効率性の観点
- 五 熟度の観点

5 県民意見を採り入れた評価の実施方法及び県民意見の把握方法

学識経験者及び一般公募の委員からなる公共事業評価専門委員会の意見を聴くことにより、県民意見を把握し、継続箇所評価の対応方針等に反映させるものとする。

6 継続箇所評価の実施の時期

継続箇所所管課長は、継続箇所評価を9月末日までに実施する。

7 評価調書

(1) 評価調書の様式

継続箇所評価に用いる評価調書は、別紙様式7「公共事業継続箇所評価調書」とする。
各サイクルの中間年に行う点数確認様式は、別紙様式7-1「公共事業継続箇所評価点数確認一覧表」とする。

(2) 評価調書の提出先と提出の時期

農林政策課長及び建設政策課長は、継続箇所所管課長が作成した公共事業継続箇所評価調書及び公共事業継続箇所評価点数確認一覧表を点検し、これらを取りまとめ、6に規定する期限までに総合政策課長に1部提出しなければならない。

8 継続箇所評価結果の政策等への反映

継続箇所所管課長は、継続箇所評価の結果を、翌年度の事業の継続、事業内容の見直し、中止等の判断に反映させるものとする。

9 継続箇所評価結果の活用

継続箇所所管課長は、継続箇所評価の結果を予算要求における説明資料として活用し、農林水産部長、建設部長及び財政課長は、予算編成の検討資料として活用するものとする。

10 国の再評価との関係

国で制度化している再評価は、農林水産省生産局及び農村振興局、林野庁、水産庁並びに国土交通省が事業毎に定める算出方法、実施時期に基づき実施するものであり、本制度の活用について国との調整を行うものとする。

四 公共事業終了箇所評価について

1 終了箇所評価の目的

公共事業終了箇所評価は、県が実施した公共事業の有効性等の観点から箇所毎に行い、適切な維持管理や利活用の検討及び同種事業の計画・調査等に反映するための有用な情報を得ることを目的とする。

2 終了箇所評価の対象

公共事業終了箇所評価は、総事業費が10億円以上の事業箇所、事業が終了した日から2年を経過した日の属する年度が平成24年度であるものを対象とする。
ただし、次の各号のいずれかに該当する事業箇所を除く。

- 一 災害復旧事業及び災害復旧に関連する事業箇所
- 二 道路、河川等の施設の維持修繕に係る事業箇所

3 終了箇所評価の実施主体

終了箇所評価の対象事業箇所を所管する課長（以下「終了箇所所管課長」という。）が実施する。

4 終了箇所評価の観点及び評価項目

終了箇所評価は、有効性及び効率性の観点のほか、社会経済情勢の変化等を踏まえ、総合的に実施する。

- 一 「有効性の観点からの評価」は、住民満足度の状況及び事業目標の達成状況から、別表7（1）に定める基準に基づき実施する。
- 二 「効率性の観点からの評価」は、事業の経済性の妥当性（費用便益比。ただし、費用便益比が算定できない場合、コスト縮減の状況）から、別表7（1）に定める基準に基づき実施する。
- 三 「総合評価」は、事業の推進状況、社会経済情勢の変化及び前2号の評価結果等を踏まえ、別表7（2）に定める基準に基づき総合的に実施する。

5 県民意見を取り入れた評価の実施方法及び県民意見の把握方法

学識経験者及び一般公募の委員からなる公共事業評価専門委員会の意見を聴くことにより、県民意見を把握し、終了箇所評価の対応方針等に反映させるものとする。

6 終了箇所評価の実施の時期

終了箇所所管課長は、終了箇所評価を9月末日までに実施する。

7 評価調書

（1）評価調書の様式

終了箇所評価に用いる評価調書は、別紙様式8「公共事業終了箇所評価調書」とする。

（2）評価調書の提出先と提出の時期

農林政策課長及び建設政策課長は、終了箇所所管課長が作成した公共事業終了箇所評価調書を点検し、これを取りまとめ、6に規定する期限までに総合政策課長に1部提出しなければならない。

8 終了箇所評価結果の反映

終了箇所所管課長は、終了箇所評価の結果を、当該事業箇所終了後の維持管理や同種事業の計画・調査に反映させるものとする。

9 終了箇所評価結果の活用

終了箇所所管課長は、終了箇所評価の結果を同様の事業の企画立案や当該事業箇所終了後の維持管理、利活用のあり方の検討資料として活用するものとする。

(別表7) 終了箇所評価の基準

(1) 各評価項目の判定基準

| 観点 | 評価項目 | | 判定基準 | 配点 | 評価結果 | |
|------|--|-------|------------------------------------|--|--|--|
| ア有効性 | 一 住民満足度等の状況 | a | 住民満足度等を的確に把握しており、満足度も高い | 2 | A：有効性は高い (4点) B：有効性はある (1～3点) C：有効性は低い (0点) | |
| | | b | 住民満足度等を把握しているが、手法が的確でない又は満足度等が高くない | 1 | | |
| | | c | 住民満足度等を把握していない | 0 | | |
| | 二 事業目標の達成状況 | a | 目標値に対する達成率が100%以上 | 2 | | |
| | | b | 目標値に対する達成率が80%以上100%未満 | 1 | | |
| | | c | 目標値に対する達成率が80%未満 | 0 | | |
| イ効率性 | 一 事業の 妥当 の 当 経 性 濟 性 | 費用便益比 | a | B/Cが、国庫補助採択基準がある場合はそれ以上、その他の場合は1.0以上となっている | 2 | A：効率性は高い (2点) B：効率性はある (1点) C：効率性は低い (0点) |
| | | | c | B/Cが、1.0未満 | 0 | |
| | コスト削減の 状況(費用便 益比が算定で きない場合) | a | 当初と比較して最終コスト削減率が20%以上 | 2 | | |
| | | b | 当初と比較して最終コスト削減率が20%未満 | 1 | | |
| | | c | 当初と比較して最終コスト削減がなし | 0 | | |
| | | | | | | |

(2) 総合評価の判定基準

| 評価結果 | 判定基準 |
|------------|----------------------|
| A(妥当性が高い) | 全ての観点の評価結果が「A」判定の場合 |
| B(概ね妥当である) | 総合評価結果が「A」又は「C」以外の場合 |
| C(妥当性が低い) | 全ての観点の評価結果が「C」判定の場合 |